

ベトナムにおける生活ごみ分別義務化と環境管理強化の取り組み

2025 年 1 月 16 日 作成

カテゴリ ベトナム経済 経済動向

ベトナムにおける生活ごみ分別義務化と環境管理強化の取り組み

ベトナムでは、2020 年の環境保護法に基づき、遅くとも 2024 年 12 月 31 日から家庭や個人は生活ごみを発生源で分別することが義務付けられている。しかし、施行から 3 年が経過しても、廃棄物が無秩序に捨てられる現象は依然として広く見られる。

2025 年には、天然環境資源省が環境に関する国家基準や生活ごみ管理能力強化のためのプロジェクトを整備する予定である。都市部の家庭や個人は、分別後の生活ごみを適切な包装に入れて引き渡すことが求められている。再利用やリサイクル可能な廃棄物は、適切な機関に引き渡される必要がある。

食品廃棄物やその他の生活ごみも規定に従って処理されるべきであり、食品廃棄物は有機肥料や飼料として利用されることが期待されている。このように、家庭や個人による生活ごみの分別は、各レベルでの関心と指導を受けて進められている。一部の地域では、新しい先進技術が導入されており、エネルギー回収焼却やコンポスト化などの方法で分別後の廃棄物を処理している。また、一部地域では分別されたごみの量や体積に基づいてサービス料金を徴収する試みも行われている。

しかし、環境保護規定の違反は依然として一般的であり、その性質や複雑さは増している。たとえば、トゥアン・ティエン・フエ省では、生活ごみの管理を頑張って行っているものの、地域によってはサービスへのアクセスが不十分な場合もある。ホーチミン市では、100%の生活ごみが適切に収集・処理されていると報告されているが、一部の公共エリアでは依然として無秩序な廃棄物投棄が見られる。さらに、廃水や生活ごみ処理プロジェクトは資金や法的問題から遅延している。

天然環境資源省は 2024 年中に汚染源を厳格に監視し、水質、大気、および生活ごみ処理の保護策を実施する計画である。また、新しい環境基準と技術的基準を整備し、国全体で生活ごみ管理を強化する方針である。具体的には、2025 年には生活ごみ管理能力強化プロジェクトを策定し、全国的な分別制度を確立するための具体策を推進する予定である。このようにして、環境保護法の規定に従い、持続可能な廃棄物管理システムの構築を目指す取り組みが進められている。

以上